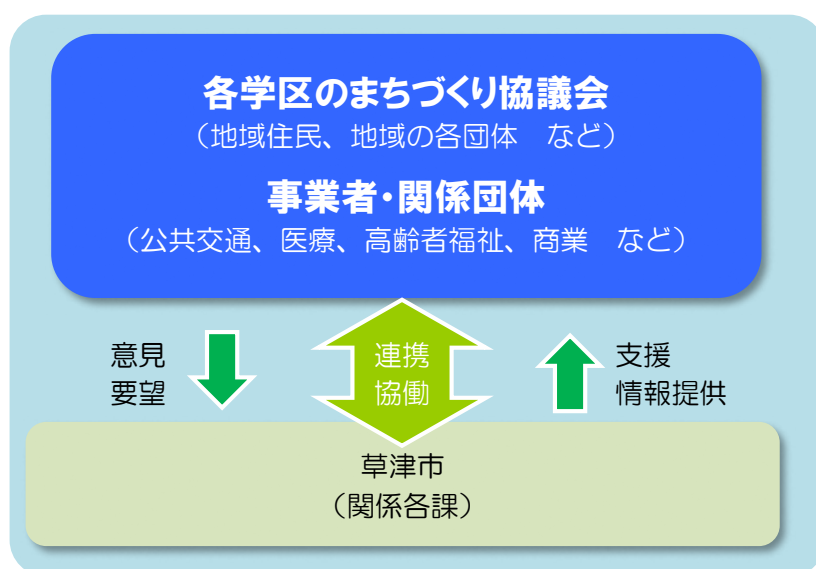


第5章 実現方策の検討

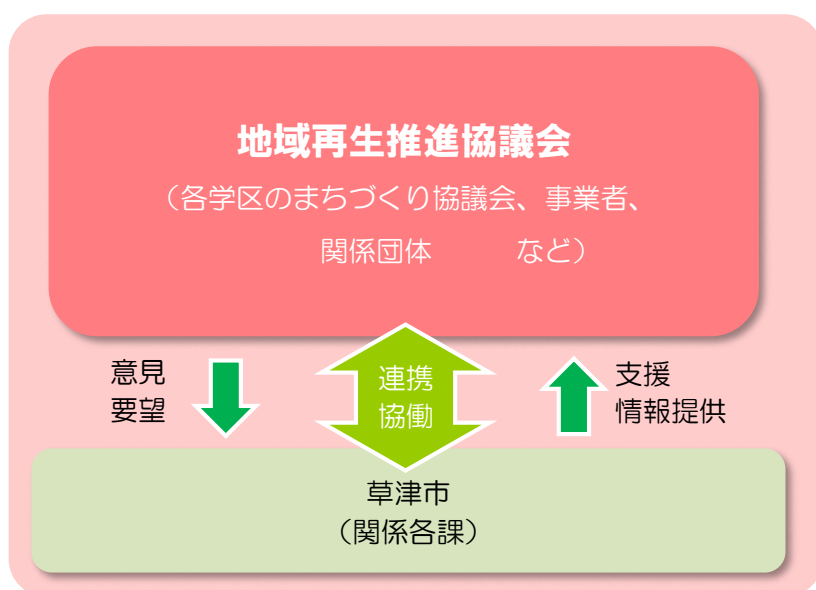
1. 事業化に向けた検討体制

本計画は、地域再生のためのまちづくりの基本方針を示すものであり、その実現に向けては、以下のような体制のもとに、地域や事業者、関係団体、行政等がそれぞれの役割を果たし連携する中で取組みを検討していくものとします。各学区での検討体制として、地域住民や各団体、関係事業者との連携・協働により地域再生の推進を図ります。また、全体での検討体制として、各学区のまちづくり協議会や事業者、関係団体等で構成された地域再生推進協議会を組織し、各学区における検討状況の情報共有等を図り、より一層の地域再生の推進を図ります。

《各学区での検討体制》

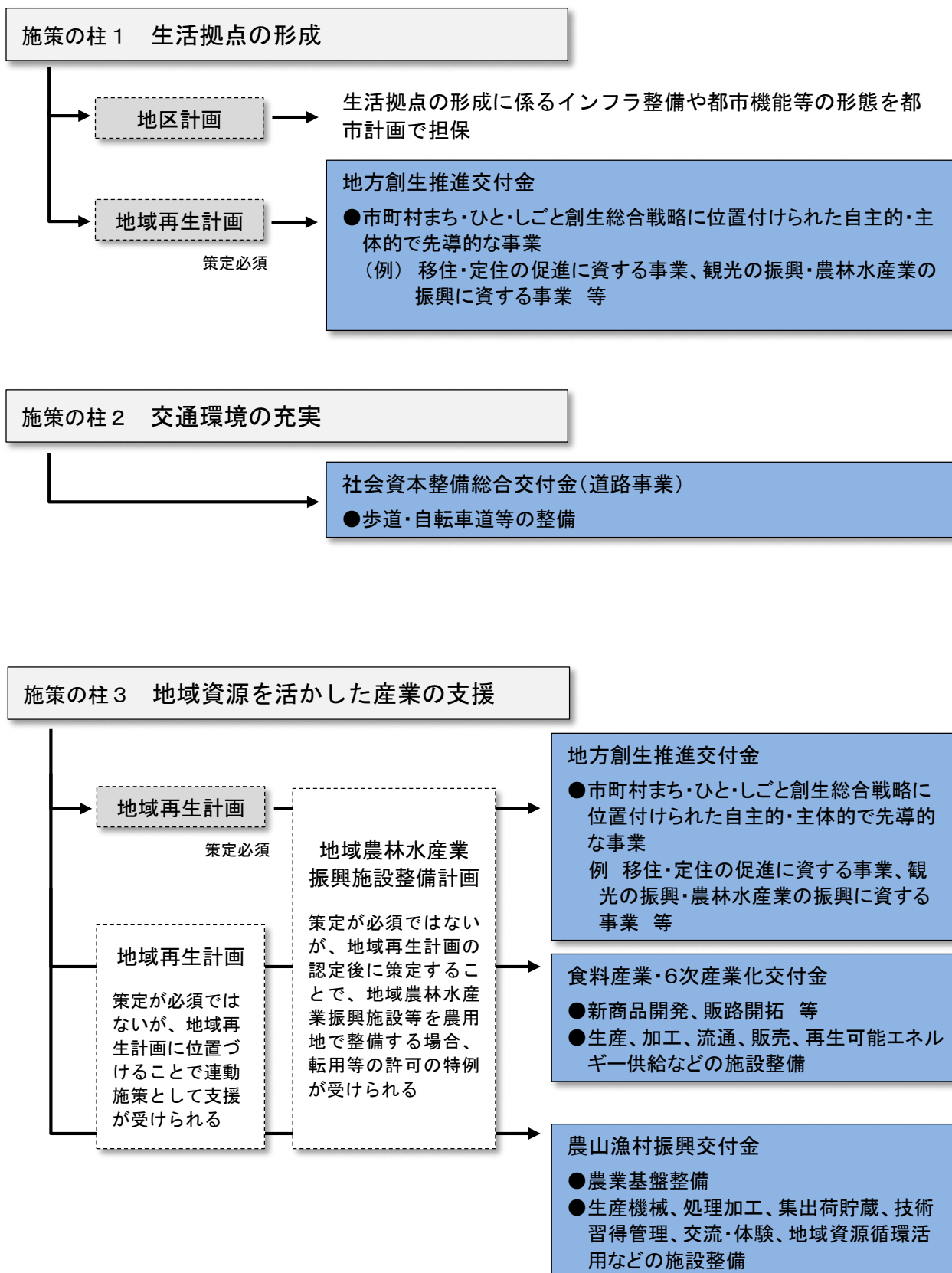


《全体での検討体制》



2. 支援制度の活用

各学区の将来ビジョンの実現に向けて活用が考えられる国の支援制度や地域のまちづくりを担保する都市計画制度等について、3つの施策の柱別に整理します。



(1) 地区計画

【概要】

地区計画は、主として当該地域内の住民等にとって良好な市街地環境を形成または保持するため、道路・公園などの地区施設や建物の整備ならびに土地利用に関し、地区レベルで定める総合的なまちづくり計画です。市総合計画や市都市計画マスタープランの当該地域での位置付けを踏まえた上で、地域特性に十分配慮しながら定めるものです。

地区計画には、当該区域におけるまちづくりの基本的方針となる「地区計画の方針」およびこれに基づく生活道路や公園等の配置、建築物等の用途などを具体的に位置づける「地区整備計画」を定めます。

草津市では、「都市計画運用指針（国土交通省）」や「市街化調整区域における地区計画の策定にかかる運用方針（滋賀県）」に基づき「草津市市街化調整区域内における地区計画制度運用基準」を定めています。市街化調整区域における地区計画の策定にあたっては、本来、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域の特性を踏まえつつ、計画を定める区域の周辺における市街化を促進することがなく、市街化区域の計画的な市街化に支障がないように定めることを基本とします。

「草津市市街化調整区域内における地区計画制度運用基準」

【市街化調整区域内における地区計画の適用区域】

都市計画法第12条の5第1項第2号において以下のように定められている。

- ① 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域
- ② 建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの
- ③ 健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されている土地の区域

【策定の要件】

地区計画の策定にあたっては、次の要件を満たさなければならない。

- ① 原則として関係権利者全員が合意していること。
- ② 区域の地権者および自治会役員などで構成された「まちづくり協議会」が設立されていて、当該地区計画の策定・運用が適正になされる見込みがあること。
- ③ 新たな一体的な面的開発行為を伴うものについては、開発事業者において、当該地区計画の趣旨・運用について周知徹底される見込みがあること。

(2) 地方創生推進交付金

【概要】

地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に対し交付します。

【対象事業】

地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業であって次のもの

- ①結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- ②移住及び定住の促進に資する事業
- ③地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- ④観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- ⑤上記のほか、地方公共団体が地域再生を図るために取組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

(3) 社会資本整備総合交付金

【概要】

地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取組みを支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ります。

【対象事業】(※対象となる可能性の高いものを抜粋)

社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等を交付対象事業とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。

○基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

- ① 道路事業
- ③ 河川事業
- ⑫ 都市公園・緑地等事業 (都市公園等事業、市民農園等整備事業 等)

(4) 食料産業・6次産業化交付金

【概要】

6次産業化に係る市場規模の拡大に向けて、各都道府県の実態に応じて柔軟にメニューの活用が可能となるよう、関連事業（6次産業化ネットワーク活動交付金、地域の魅力再発見食育推進事業、地域バイオマス利活用推進事業）を集約・再編した新たな交付金創設により、地域内に雇用を生み出す取組みや施設整備に対し支援を行います。

【対象事業】

①加工・直売の取組みへの支援

(1)加工・直売の推進

農林漁業者等が取り組む新商品開発や販路開拓等の取組みを支援。

(2)加工・直売施設整備

制度支援等融資を活用した加工・販売施設等の整備を支援。



②地産地消をはじめとした食育の推進

地域食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験、食育推進リーダーの育成、共食の機会の提供、食品ロスの削減の取組み等の食育活動を支援。



③バイオマス利活用への支援

(1)バイオマス利活用の推進

バイオマス産業都市※におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計等を支援。

(2)バイオマス利活用施設整備

バイオマス産業都市※におけるプロジェクトの実現に必要な施設整備を支援。

※原料収集から製造・利用まで、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域。



④営農型太陽光発電の高収益農業の実証

太陽電池（ソーラーパネル）下部の農地においても、高い収益性が確保できる営農方法を確立し、その普及を目指すため、実証実験等の取組みを支援。



(5) 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）

【概要】

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。こうした中で、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっています。このような課題をふまえ、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するための支援を行います。

【対象事業】

農山漁村振興推進計画に基づき、以下の事業を実施するために必要な経費のうち、交付金対象として農林水産大臣が認める経費について、予算の範囲内で交付を行う。

③農山漁村活性化整備対策

都道府県又は市町村が作成する農山漁村における定住等及び農山漁村と都市部との地域間交流の促進のための活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援する事業（農泊を含む）を対象とする。

< 交付対象事業 >

(1) 生産基盤及び施設の整備

- ・ 基盤整備
- ・ 生産機械施設
- ・ 処理加工・集出荷貯蔵施設
- ・ 新規就業者等技術習得管理施設

(2) 生活環境施設の整備

- ・ 簡易給排水施設
- ・ 防災安全施設
- ・ 農山漁村定住促進施設

(3) 地域間交流拠点施設の整備

- ・ 地域資源活用総合交流促進施設
- ・ 農林漁業・農山漁村体験施設
- ・ 自然環境等活用交流学习施設

(4) その他省令で定める事業

- ・ 地域資源活用企業支援施設
- ・ 地域資源循環活用施設
- ・ 地域住民活動支援促進施設
- ・ 農地等補完保全整備
- ・ 景観・生態系保全整備

(5) (1)～(4)までの事業と一体となって実施する事業事務

- ・ 創意工夫発揮事業
- ・ 農山漁村活性化施設整備付帯事業



味噌加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設

(6) 地域農林水産業振興施設整備計画

【概要】

地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けた市町村は、地域再生協議会の協議を経て、地域農林水産業振興施設整備計画を作成することができ、計画に基づき整備される地域農林水産業振興施設については、農地法及び農業振興施設の整備に関する法律の特例を受けます。

※地域農林水産業振興施設の用に供する土地に農地又は採草放牧地が含まれない場合には、当該計画の作成は要しないこととなっています。

【対象施設】

「地域農林水産業振興施設」とは、以下の施設等を想定（当該施設の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場、トイレ事務所等を含む）。

- (1) 農林水産物を生産する事業を行う施設
- (2) 地域農林水産物を加工する事業を行う施設
- (3) 地域農林水産物又はその加工品を販売する事業を行う施設
- (4) 地域農林水産物を調理して供与する事業を行う施設
- (5) 地域農林水産物に由来するエネルギー源を電気に変換する事業を行う施設
- (6) 地域農林水産物を集荷し、調製し、貯蔵し、又は出荷する事業を行う施設
- (7) 地域農林漁業の生産資材を貯蔵し、又は保管する事業を行う施設
- (8) 廃棄された地域農林水産物又は廃棄された地域農林漁業の生産資材を処理する事業を行う施設
- (9) 都市住民の地域農林漁業の体験その他の都市との地域間交流を図る事業を行う施設
- (10) 地域農林漁業有機資源（地域農産物、稲わら、家畜排せつ物、林地残木、木材くず、貝殻等をいう。）を原材料とする燃料を製造する事業を行う施設又は地域農林漁業有機物資源若しくは地域バイオ燃料からエネルギーを製造する事業を行う施設

3. 目標値の設定

本計画の全体目標値、および計画の基本方針に示した3つの施策の柱に対応した目標値を以下のとおり設定します。

《 全体目標値 》

指 標	従前値 (2017(平成 29)年)	目標値 (2040年)
“総合的に住みやすいまちである” と思う対象区域内に居住する市民の割合 ※【市民意識調査】	73%	94%
※対象区域である志津、老上、老上西、山田、笠縫、笠縫東、常盤学区の平均値	「総合的に住みやすいまちである」と思えますかという設問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合	総合的に住みやすいまちである」と思うかという設問に対し、「どちらとも言えない」と答えた回答者全てが、「そう思う」または「ややそう思う」に移行すると仮定

《 施策の柱に対応した個別目標値 》

◆施策の柱 1 生活拠点の形成

指 標	従前値 (2010(平成 22)年) ※2	目標値 (2040年)
日常生活サービス施設 (医療施設・高齢者福祉施設・商業施設)の徒歩圏人口カバー率※1	22%	49%
※1 対象区域である志津、老上、老上西、山田、笠縫、笠縫東、常盤学区の市街化調整区域	医療・高齢者福祉・商業施設の3施設すべての徒歩圏をカバーする割合 ※2 2010(平成 22) 国勢調査に基づくデータより算出	候補地に生活拠点が形成されたと仮定した場合の医療・高齢者福祉・商業施設の3施設すべての徒歩圏をカバーする割合

◆施策の柱2 交通環境の充実

指 標	従前値 (2017(平成 29)年)	目標値 (2040 年)
“公共交通機関の便がよい”と思う対象区域内に居住する市民の割合 ※【市民意識調査】	33%	53%
※対象区域である志津、老上、老上西、山田、笠縫、笠縫東、常盤学区の平均値	「公共交通機関の便がよいと思われませんか」という設問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合	「公共交通機関の便がよいと思われませんか」という設問に対し、「どちらとも言えない」と答えた回答者全てが、「そう思う」または「ややそう思う」に移行すると仮定

◆施策の柱3 地域資源を活かした産業の支援

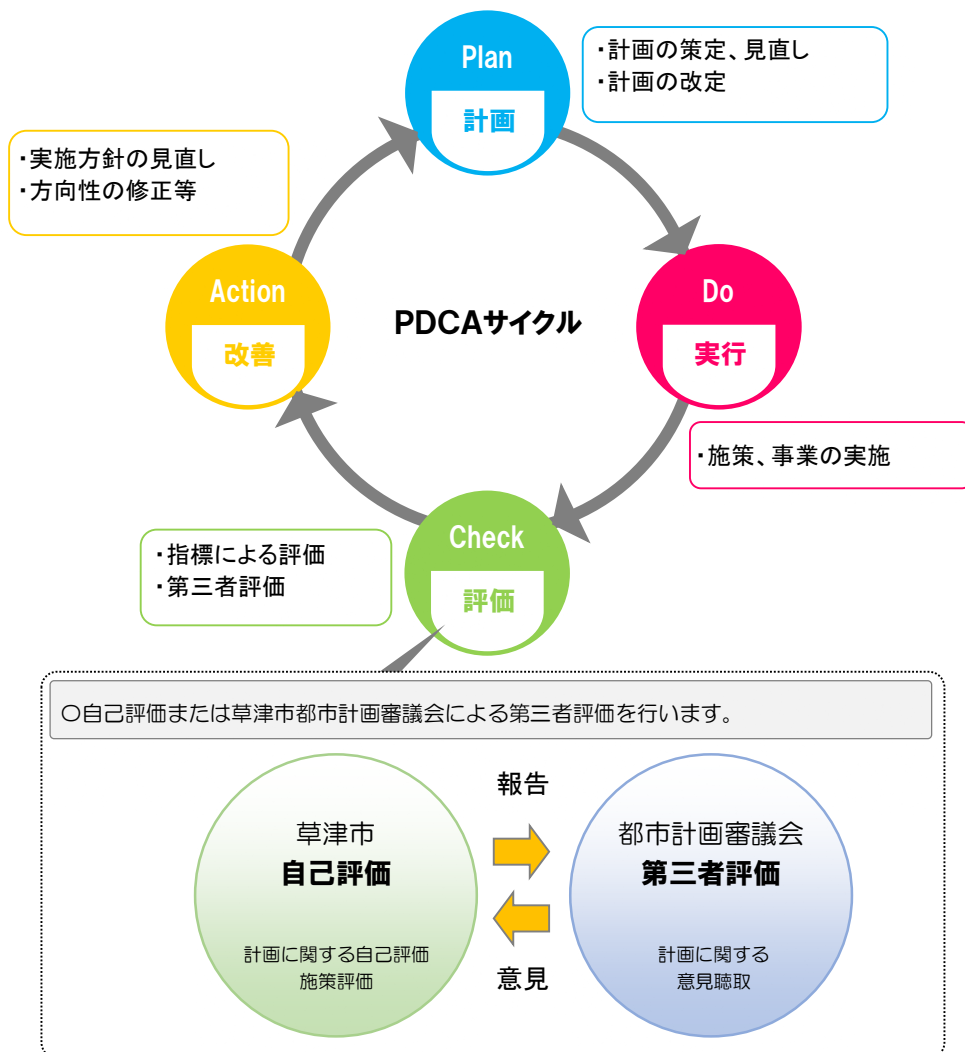
指 標	従前値 (2017(平成 29)年)	目標値 (2040 年)
“まちに誇れるもの(ブランド)がある”と思う市民の割合 ※【市民意識調査】	21%	57%
※市全体	「まちに誇れるもの(ブランド)があると思われませんか」という設問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合	「まちに誇れるもの(ブランド)があると思われませんか」という設問に対し、「どちらとも言えない」と答えた回答者全てが、「そう思う」または「ややそう思う」に移行すると仮定

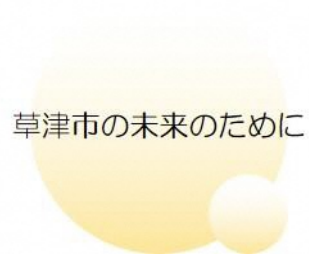
4. 計画の評価

本計画は、2039年度までを計画期間とする長期的な計画であるため、計画期間中は概ね5年を目安に、社会経済情勢の変化や本計画に基づく取組みの進捗状況、先に示した目標値の達成状況などについて、調査・分析及び評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うといったPDCAサイクルによる進行管理を行います。

なお、調査・分析及び評価、また、それに基づく見直しにあたっては、本計画に基づく取組みに関わる地域住民、各種団体、民間事業者などの主体的な参画を促すとともに、第三者機関である都市計画審議会に諮ることとします。

また、その結果についてはパブリックコメントや市報などを通じて、広く市民に公表することとします。





草津市の未来のために

草津市版地域再生計画

(2018年10月)

【連絡先】住所：〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号
TEL：077-561-2375 FAX：077-561-2486/E-mail：tokei@city.kusatsu.lg.jp
